

和歌山県特定複合観光施設区域整備計画に関する用語説明

No.	用語	解説
1	ICCA 基準	3カ国以上をローテーションする国際機関が主催する国際会議(参加者総数:50人以上、開催期間:定期的で開催)
2	IR	Integrated Resort の略で、統合型リゾートのこと
3	IR カード	破産リスクやギャンブル等依存症など、カジノ施設の利用に伴い受けるおそれのある有害な影響を防止するため、カジノ施設を利用する日本人及び外国人居住者に作成を義務付ける、現金による入金機能及び上限額の設定機能等を付与したカードで、和歌山県が IR 事業者に対し、独自に導入を求めるもの(機能及び運用の詳細は、IR 関係法令及び他法令の規制の趣旨を十分踏まえ、規制の潜脱なきよう、規制当局とも調整のうえ整備する)
4	IR 区域	IR 整備法第2条第2項に規定する、一の IR 施設を設置する一団の土地の区域として、IR 事業者により一体的に管理されるもの
5	IR 事業者	IR 整備法第2条第3項に定める設置運営事業を行う民間事業者
6	IR 施設	カジノ施設と国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設から構成される一群の施設(これらと一体的に設置され、及び運営される来訪及び滞在促進施設を含む)であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるもの
7	IR 整備法	特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)
8	ISO 基準	商品・サービス・情報等を展示、宣伝するための見本市・展示会
9	JNTO 基準	「国際機関・国際団体」(各国支部を含む)又は、「国家機関・国内団体」(民間企業以外)が主催する国際会議(参加者総数:50人以上、参加国:日本を含む3カ国以上、開催期間:1日以上)
10	MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等が行う報奨・研修旅行(Incentive Tour)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称
11	MICE 施設	IR 整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」の総称
12	SPC	「Special Purpose Company」の略で、一般に「特別目的会社」と訳され、本計画上では、和歌山 IR の実施を事業目的として設立される法人
13	カジノ管理委員会	IR 整備法第213条に基づき、令和2年1月7日に設立された、内閣府の外局として置かれる行政委員会
14	カジノ管理委員会規則	カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則(令和3年カジノ管理委員会規則第1号)
15	カジノ行為区画	IR 整備法第2条第10項第1号に規定する、主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画

16	観光街道	IR整備の効果を広域的に波及させるため、和歌山IRを起点に、関西圏のみならず、伊勢湾、紀伊半島、四国圏などに存在する魅力的な観光資源をつなぎ形成する新たな街道のことで、和歌山IR独自の目標として掲げているもの
17	区域整備計画	IR整備法第9条第1項に規定する、都道府県等が、IR事業者と共同して作成するIR区域の整備に関する計画
18	ゲーミング区域	カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分
19	実施方針	IR整備法第6条の規定に基づき、和歌山県が作成した「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針」
20	設置運営事業	IR整備法第2条第3項に規定する、IR施設を設置し、及び運営する事業並びにそれに附帯する事業
21	送客施設	IR整備法第2条第1項第4号に規定する、日本における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設
22	特定資金貸付	IR整備法第2条第8項第2号ハに定める業務
23	中核施設	国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設の総称
24	入場料	IR整備法第176条から第178条の規定に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く)より徴収する入場料(3千円/回)及び認定都道府県等入場料(3千円/回)の総称
25	募集要項	IR整備法第8条の規定に基づき、民間事業者を公募の方法により選定するため、和歌山県が作成した「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 募集要項」
26	本人確認	IR整備法第70条第2項に定める確認
27	本人確認区画	IR整備法第2条第10項第2号に規定するカジノ施設内にある本人確認をするための区画
28	マネー・ローンダリング	犯罪により得た資金などを、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為
29	魅力増進施設	IR整備法第2条第1項第3号に規定する、日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、日本の観光の魅力の増進に資する施設
30	来訪及び滞在促進施設	IR整備法第2条第1項第6号に規定する、中核施設と一体的に設置され、及び運営され、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設